

大滝ダム貯水池斜面再評価検討委員会

規 約（案）

（名称）

第1条 本会は大滝ダム貯水池斜面再評価検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、大滝ダム試験湛水中に生じた白屋地区での亀裂現象を踏まえ、白屋地区以外の貯水池斜面において、より詳細な地形・地質調査を実施し、貯水池斜面の再評価を行うことを目的とする。

（構成）

第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員等により構成する。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議の運営）

第5条 委員長は、会議の議長となり、議事を処理する。

（設置期間）

第6条 委員会は、第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

（雑則）

第7条 委員会の運営及び審議に必要な資料の作成等、庶務は紀の川ダム統合管理事務所が行う。
2 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則 この規約は、平成17年3月25日から施行する。